

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

2023年 6月 20日

栃木県知事  
福田 富一 様

提出者

住 所 栃木県下都賀郡野木町野木148番地

氏 名 東邦樹脂工業株式会社

代表取締役社長 田村 敏明

電話番号 0280-56-1011

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	東邦樹脂工業株式会社 本社工場
事業場の所在地	栃木県下都賀郡野木町野木148番地
計画期間	2023年4月1日～2024年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	製造業・プラスチック製品製造業(18)
②事業の規模	製造品出荷額 39.2億円/年
③従業員数	139人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別紙2のとおり			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（2022年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	排出量	56.5 t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙4のとおり		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	排出量	55.0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙4のとおり		
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
① 現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙4のとおり		
② 計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙4のとおり		

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（      年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（      年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（      年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

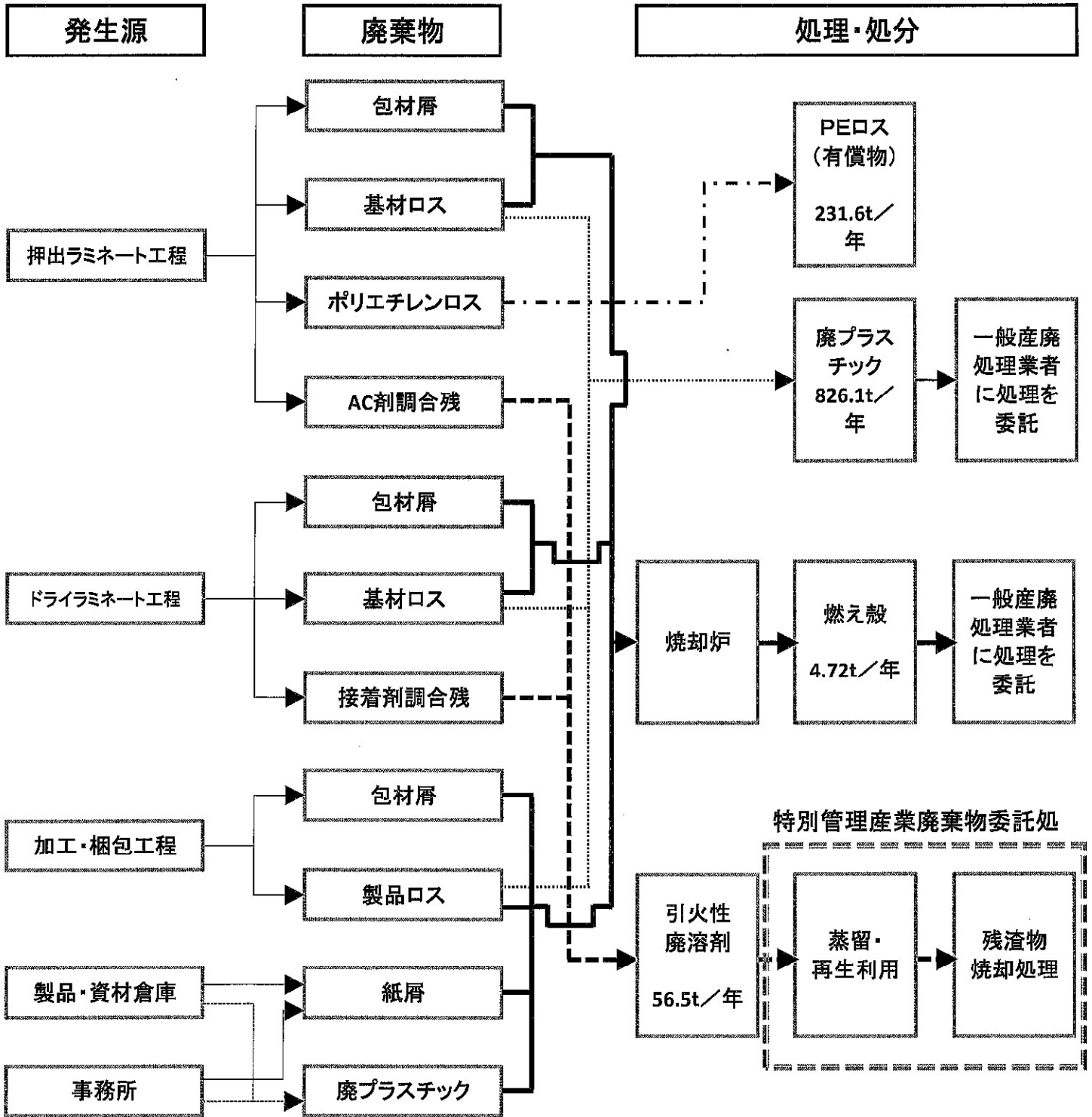
## 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（2023年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	全処理委託量	56.5 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	56.5 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙4のとおり		

②計画	<b>【目標】</b>	
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油
	全処理委託量	55.0 t t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t t
	再生利用業者への 処理委託量	t t
	認定熱回収業者への 処理委託量	55.0 t t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t t
	(今後実施する予定の取組) 別紙4のとおり	
電子情報処理組織の使用 に関する事項	<b>【前年度（2023年度）実績】</b>	
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	56.5 t
	(今後実施する予定の取組等)	
※事務処理欄		

備考

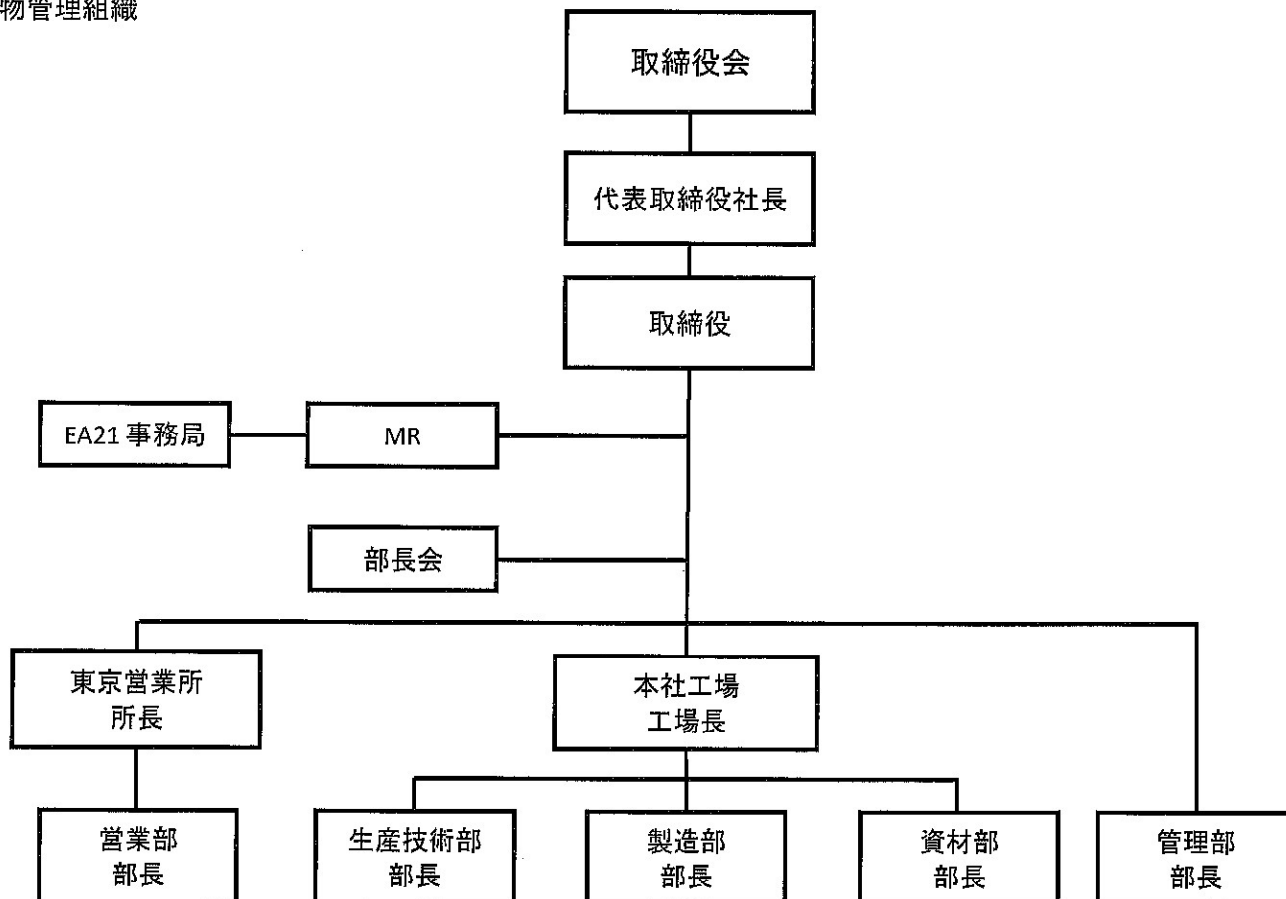
- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。



別紙2 <産業廃棄物の処理に関わる管理体制に関する事項>

統括責任者		代表取締役社長
廃棄物担当		組織名: 管理部 組織人数: 5名 職名: 部長
役割	エコアクション21事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境マニュアルの作成</li> <li>・環境管理責任者の補佐</li> <li>・データ等のとりまとめ</li> <li>・審査機関の受付窓口</li> </ul>
	廃棄物処理統括責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境方針の決定</li> <li>・必要な設備、人的資源、技術、技能、資金等の確保、提供</li> <li>・環境管理責任者(MR)の任命</li> <li>・環境マニュアル及び各種規定の妥当性の確認、承認</li> <li>・マネジメントレビューの実施、決定及び処置の指示</li> <li>・環境マネジメントシステムの確立、実施、維持、継続的改善</li> </ul>
	環境管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境マネジメントシステムの確立、実施、維持、継続的改善</li> <li>・環境マニュアル及び各種規定の適切性、有効性の確認</li> <li>・環境負荷を特定する、最新の環境負荷への見直し</li> <li>・順守すべき法規制等要求事項及び、その他の要求事項の調査指示、並びにそれらに関わる申請及び、届出、その他の要求事項の受付</li> <li>・環境目標の検討</li> <li>・環境教育訓練計画の承認、及び内部環境監査員教育の実施</li> <li>・内、外部コミュニケーションの実施</li> <li>・文書、記録の管理手順の確立</li> <li>・緊急事態の可能性の特定、準備及び対応、並びにそれらの環境影響を予防、緩和するための手順の確立</li> <li>・法規制等要求事項及びその他の要求事項に対する遵守評価の確認、及び社長に対する報告</li> <li>・不適合並びに是正及び予防処置に関する手順の確立</li> <li>・内部監査の実施</li> <li>・内部環境監査員の任命</li> <li>・マネジメントレビューへの情報提供</li> </ul>

廃棄物管理組織





別紙4

<特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項>

	これまでに実施した取り組み	今後実施する取り組み
引火性 廃溶剤	ドライミネート工程から排出される調合済み接着剤の一部再利用 生産計画の週次計画、月次計画の精度を上げることでAC剤及び接着剤の変更回数を減らし、廃溶剤の発生数量を削減する	継続実施

<特別管理産業廃棄物の分別に関する事項>

	これまでに実施した取り組み	今後実施する取り組み
引火性 廃溶剤	押出しラミネート工程から排出される調合済AC液を成分別に回収 ドライミネート工程から排出される水性コーティング剤と接着剤とを分別回収 廃溶剤の回収ドラムに表示を行い、コンタミを防止する	継続実施

<特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項>

	これまでに実施した取り組み	今後実施する取り組み
引火性 廃溶剤	—	—